

三宅島噴火災害
三宅村引越計画

平成16年11月

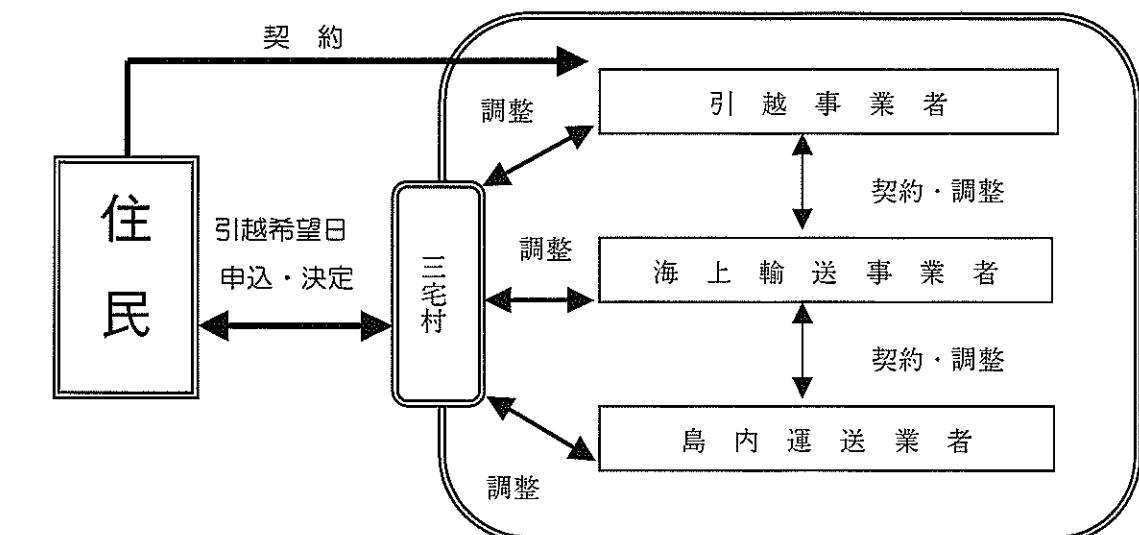
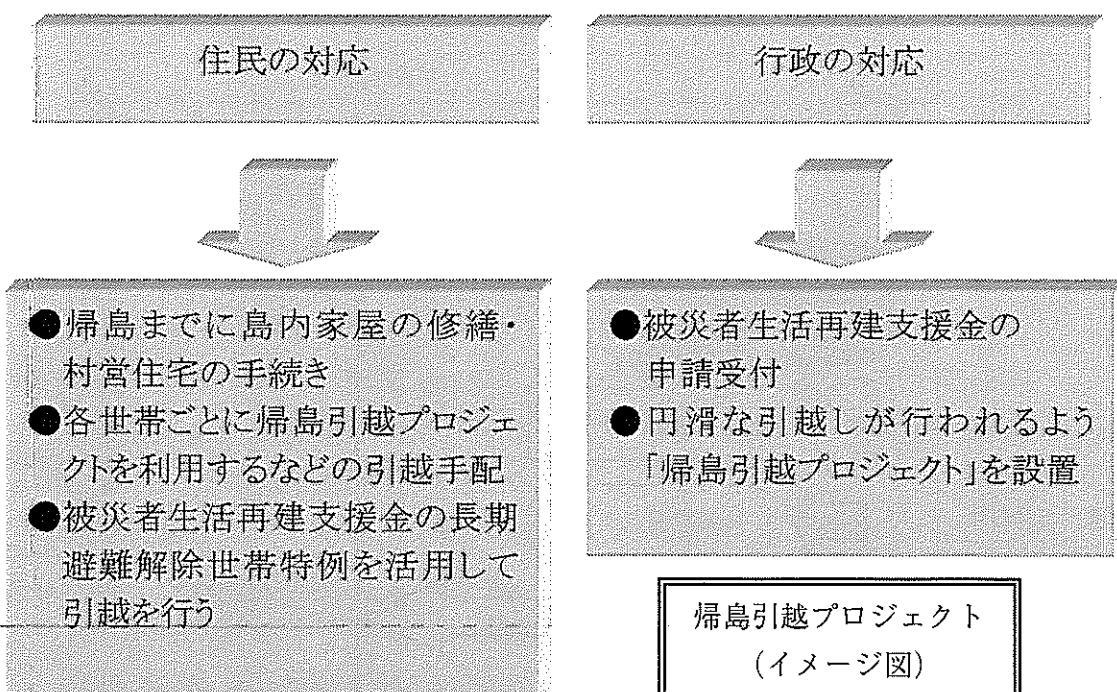
東京都三宅村

■はじめに

三宅村ではこれまでに、国及び東京都とともに検討してきた内容等を踏まえ、平成16年7月20日に「帰島に関する三宅村の基本方針」を発表し、これに基づき平成16年9月に「三宅村帰島計画」を策定いたしました。

「三宅村引越計画」は以上を踏まえ、国及び東京都等関係機関との調整を図り、帰島に向けた引越計画を総合的に取りまとめたものです。

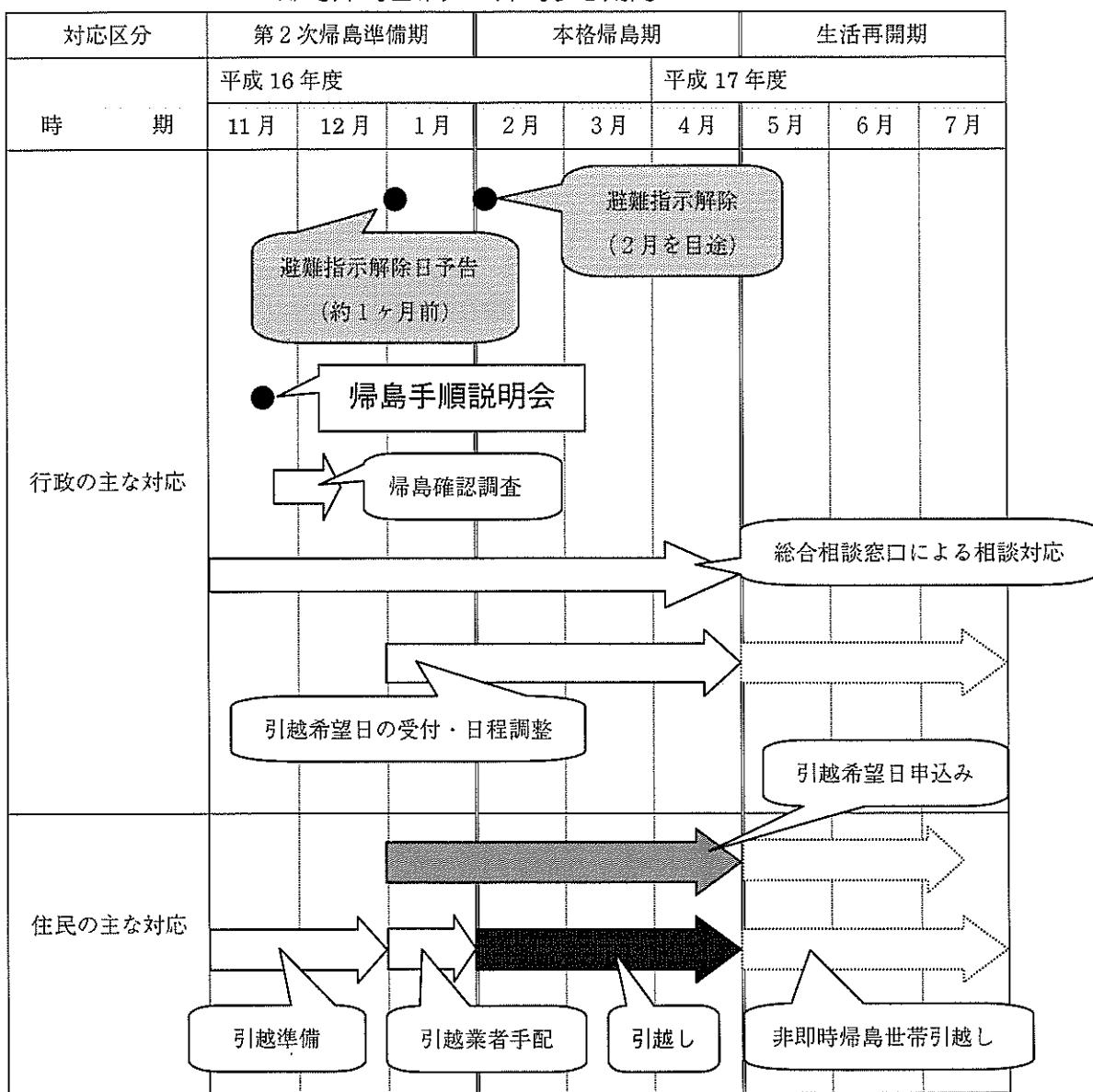
●引越しに向けた基本的な考え方



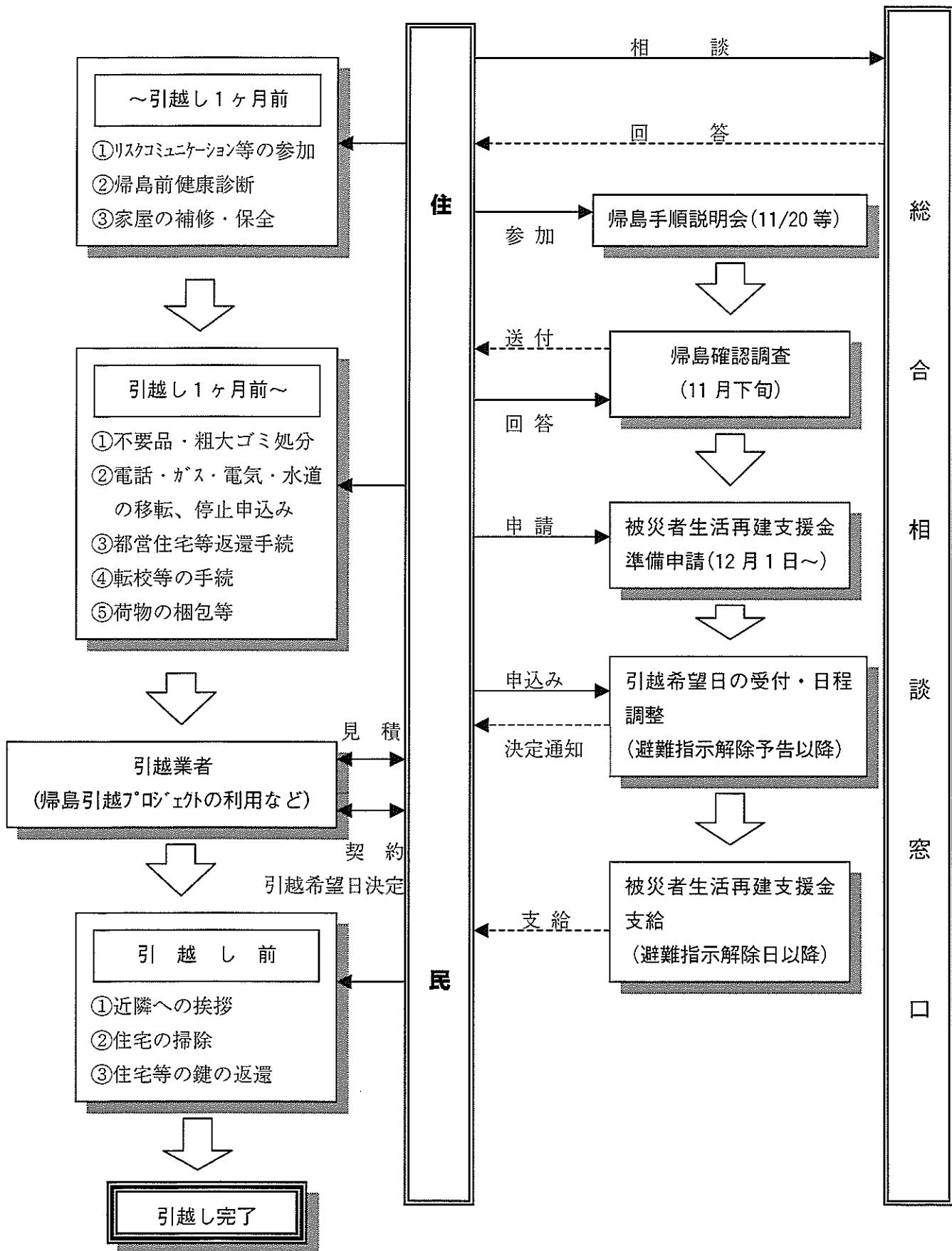
■引越関連スケジュール

帰島手順説明会から、島内への引越しが完了するまでの行政及び住民の主要な対応として、以下のようなスケジュールを想定しています。

- ・第2次帰島準備期：村民の帰島を円滑かつ安全に実施するため、避難指示解除に向けて生活の基本となる諸機能を確保する期間
- ・本格帰島期：避難指示解除から大半の村民が帰島するまでに必要期間
- ・生活再開期：島内で通常の生活が本格的に再開される期間。また、住居が再建中等、特別な理由により本格帰島期に帰島ができない世帯（非即時帰島世帯）が帰島する期間



■引越しまでの流れ



避難中の準備

1. リスクコミュニケーション等への参加

帰島に当たって、火山ガス説明会やリスクコミュニケーションに積極的に参加し、火山、ガスの特性や対処法を十分理解しておきましょう。



2. 帰島前健康診断の受診

帰島前健康診断を受診し、あなたや家族の火山ガスに対する影響を把握しておきましょう。

3. 家屋の補修・保全

一時帰宅事業に参加し、自宅の保全及び補修、廃棄物の処理などをを行い、帰島後からすぐ生活ができるよう自宅の生活環境を整えましょう。

4. 帰島手順説明会への参加

11月20日、21日、23日に実施される帰島手順説明会に参加して、引越手順や帰島の方針を理解し、来たるべき帰島に備えましょう。

5. 帰島確認調査

帰島について、11月下旬に確認のため、村から調査票が発送されますので、ご回答ください。

6. 荷受け希望日の申込み

避難指示解除予告（避難指示解除の約1ヶ月前）以降に引越希望日を受付します。ただし、引越期間の前半や週末、年度末、年度初めは混雑が予想されます。

この申込みに基づき、引越日を役場で調整し、各世帯に対し引越日の決定通知を発送いたします。

なお、児童・生徒のいる世帯につきましては、春休み中の引越しが前提となることから、優先して引越し日の調整を行います。

また、避難指示解除日直後は島内で多少の混乱も予想されますので、ハイリスク者等は生活再開期の帰島をおすすめします。

詳しい申し込みの開始時期、問い合わせ先につきましては、広報等を通じ別途お知らせいたします。

7. 被災者生活再建支援金の申請

帰島後の支給の円滑化を図るための準備申請を平成16年12月1日から実施いたします。

ただし、実際の被災者生活再建支援金の支給については、避難指示解除日以降の支給となります。

なお、この制度には所得制限や年齢制限がありますので、自分が対象になるか分からぬ場合はお問い合わせください。

（問合先）TEL 03-5320-7829

三宅村役場村民課避難対策係

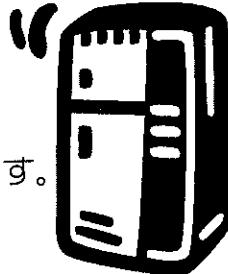
引越し前に実施すること

1. 不要品・粗大ゴミの処分

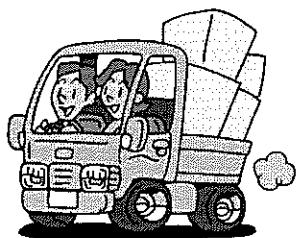
不要品及び粗大ゴミの処分は、基本的に各世帯での対応となります。

処分方法は、各都道府県及び区市町村により異なります。また、規格によっても料金が違うので注意が必要です。

まだ使えるものであれば、フリーマーケットや地方紙への広告掲載等リサイクルするのも良いでしょう。



2. 引越業者の選定・手配・契約



村では、安心・確実かつ円滑な引越しを行えるよう関係機関と調整し「三宅島帰島引越しプロジェクト」を構成いたしました。この制度を活用すれば、希望日に円滑に引越しに行えることになります。なお、この制度以外の方法で引越しされる方は、役場で日程調整できませんので、直接海運業者等にお問い合わせください。

帰島が予想されている年度末及び年度始めは、転勤時期に重なり混雑が予想されるため、引越日が決定したら、直ちに引越業者を手配、契約をしましょう。業者によって料金は様々で、また、建物の構造や道路状況・エレベーターの有無によっても料金は大きく変わります。見積りをとり検討してから決めるといいでしょう。

また、村が決定した引越日以外での個人の発送は、混乱を招くとともに、引越荷物の到着時期も不明確になる可能性がありますので、できるだけ村で調整した内容により、引越しを行うことをおすすめします。

3. 電話の移転

電話の工事は予約制で1ヶ月前から受け付けています。引越日が決まったら早めに連絡しましょう。お申込みは、「116」へ氏名、現住所、新住所、工事希望日などを伝えましょう。

4. ガス・電気・水道の停止

ガス・電気・水道の停止については、各世帯ごとに営業所等に連絡をして停止の手続きを行いましょう。

また、現在使っているガス台は都市ガス用でLPGガスでは使えないものもあるので、手続きの際に確認してください。

5. 都営住宅等の返還

都営住宅・都民住宅及び公社住宅を借りていた場合には、退去する7日前までに、粗大ゴミの処分等を完了した上で、住宅返還届・放棄申出書に必要事項を記入し役場に提出して下さい。この際、コピーをお渡ししますので、カギの返還時までなくさないように保管してください。

また、都営住宅・都民住宅及び公社住宅以外を借りていた場合には、手続きが異なりますのでお問い合わせください。

(問合先) TEL 03-5320-7829

三宅村役場村民課避難対策係

6. 転校等手続き

詳細は、三宅村教育委員会等に相談下さい。

(問合先) TEL 042-550-9149

三宅村教育委員会

7. 島内で使用する自家用車の輸送

島内で使用する自家用車の輸送は現在調整中です。詳細が決まりしだいお知らせします。

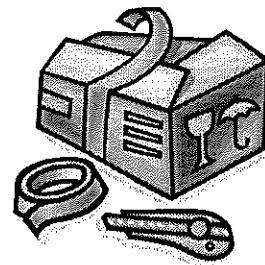
8. 愛犬の登録等

地域によって多少異なりますが、お住まいの市町村役場に印鑑を持参して、廃犬届（住所変更）を提出します。

帰島後、旧鑑札を渡し再登録の手續をしてください。

9. 荷物の梱包

大まかな梱包は早めに済ませ、身の回りの生活必需品の梱包だけを当日に行うようにすれば、引越日に慌てずにすみます。また、冷蔵庫は霜取り、洗濯機は水切りをしておきましょう。



10. 自治会長等への挨拶

引越当日にエレベーター等を使うこと、また、引越しで多少騒がしくなることなどを自治会長等に知らせておきましょう。

11. 引越しの団地内での調整

同じ団地内で引越しが重なった場合には、エレベーター等の利用が不便となり、他の住民に迷惑がかかる可能性がありますので、時間等について事前に団地内で調整しましょう。

12. その他

新聞・牛乳・クリーニング・保険等の手続についても、停止や住所変更等の手續をとりましょう。

引越し日に実施すること

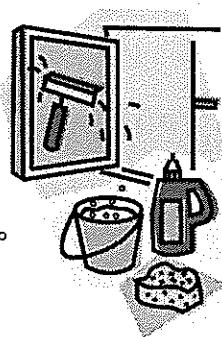
1. 近隣への挨拶

都営住宅等を借りていた場合には、自治会長・両隣だけでなく、できれば上下階の人にも引越しの報告とお礼の挨拶を伝えましょう。

2. 住宅の掃除

都営住宅等を借りていた場合には、それはあくまで「借りていた住宅」です。

今まで住んでいた住宅に感謝の気持ちを込めて、入居時よりきれいにするつもりで掃除しましょう。



3. 鍵の返還

都営住宅・都民住宅及び公社住宅を借りていた場合には、住宅返還日までに、住宅の鍵3本（クレセント鍵等付属鍵も含む。）に住宅返還届・放棄申出書のコピーを添付し、入居時に鍵を受け取った東京都住宅供給公社窓口センターに返還してください。

ただし、都営住宅・都民住宅及び公社住宅以外は返還方法が異なりますので、お問い合わせください。

(問合先) TEL 03-5320-7829

三宅村役場村民課避難対策係

都 内 か ら の 帰 島

1. 引越し荷物の搬出日に合わせた帰島（都内）

引越し日から荷受指定日までの日数に開きがある場合であって、自宅が居住可能なときは、島内で到着を待ってください。それ以外は、都内の縁故者宅や島嶼会館（有料）に宿泊するなどして荷受指定日に合わせて帰島しましょう。

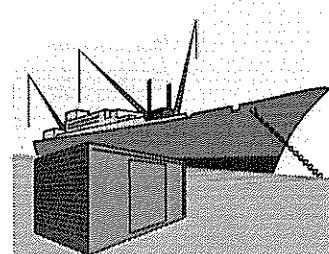
2. 引越し荷物の輸送日に合わせた帰島（島内）

荷受指定日前日に乗船し島内で荷物の到着を待つ場合、海況等により貨物便が欠航し、荷物が届いていない場合に限って、希望者は伊豆避難施設での受入れを行います。

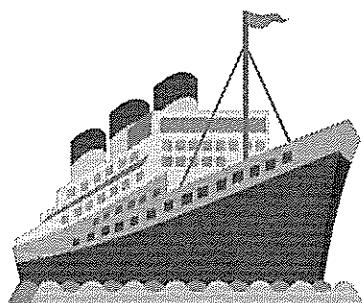
その他の場合は、島内の縁故者宅・民宿等の待機等になり個人対応となります。

3. 引越し荷物の受け取り

荷物は荷受け指定日に受け取る形になります。仕事や都合等により立会ができないと、コンテナがいつまでも空けられず数が不足し、後の引越しに影響が出ますので、指定日に必ず受け取るよう、ご協力願います。



4. 本船条件付きの場合



荷物の荷受け指定日前日の船が条件付きの場合でもなるべく乗船して頂くようお願いいいたします。本人が到着しても、荷物が届かない場合も想定されますが、その場合には「2. 引越し荷物の輸送日に合わせた帰島（島内）」をご覧ください。

そ の 他

1. 引越しに係る不安や質問について

これら引越しに係る不安な点や質問については、下記の窓口までお問い合わせ下さい。

(連絡先)

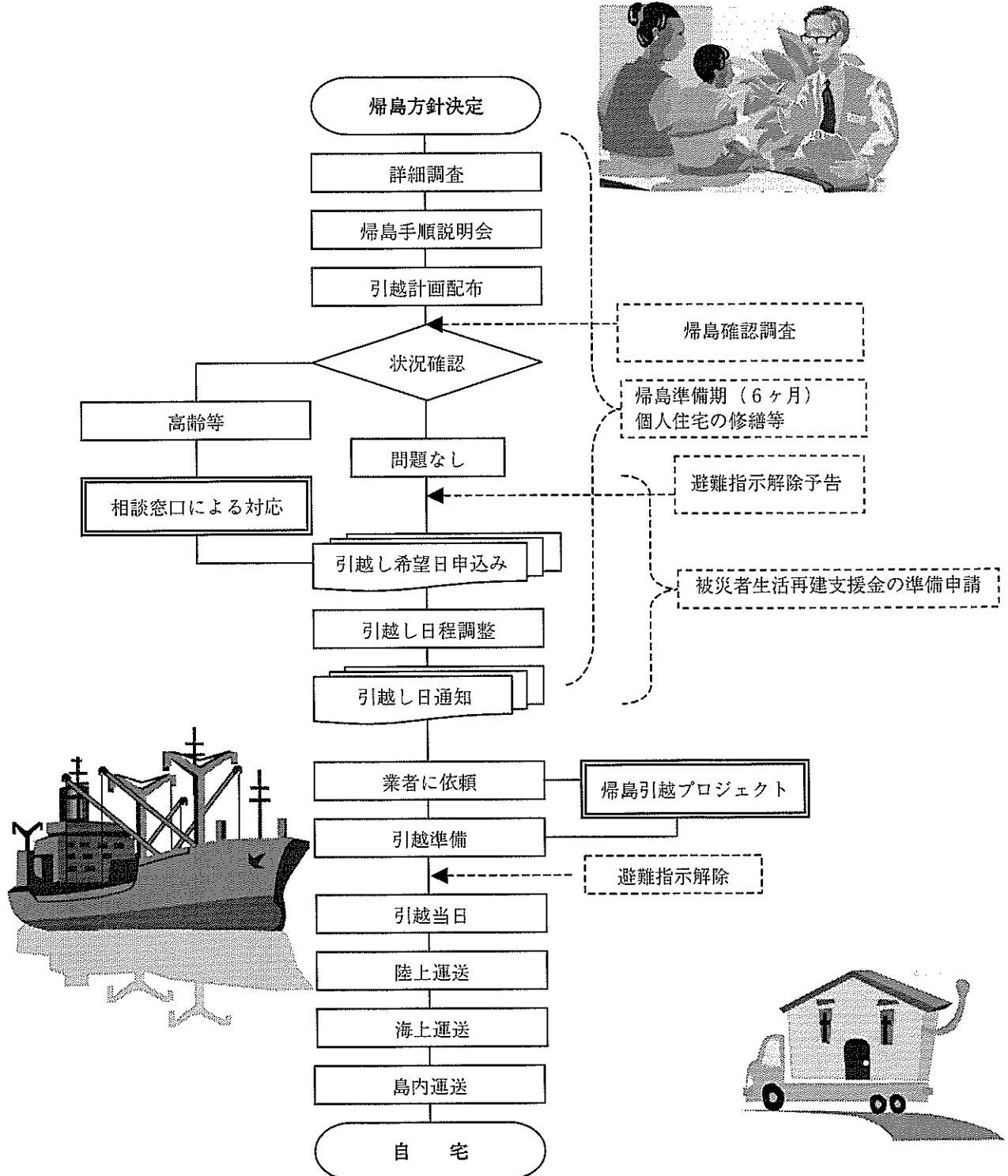
TEL 03-5320-7784

三宅村総合相談窓口

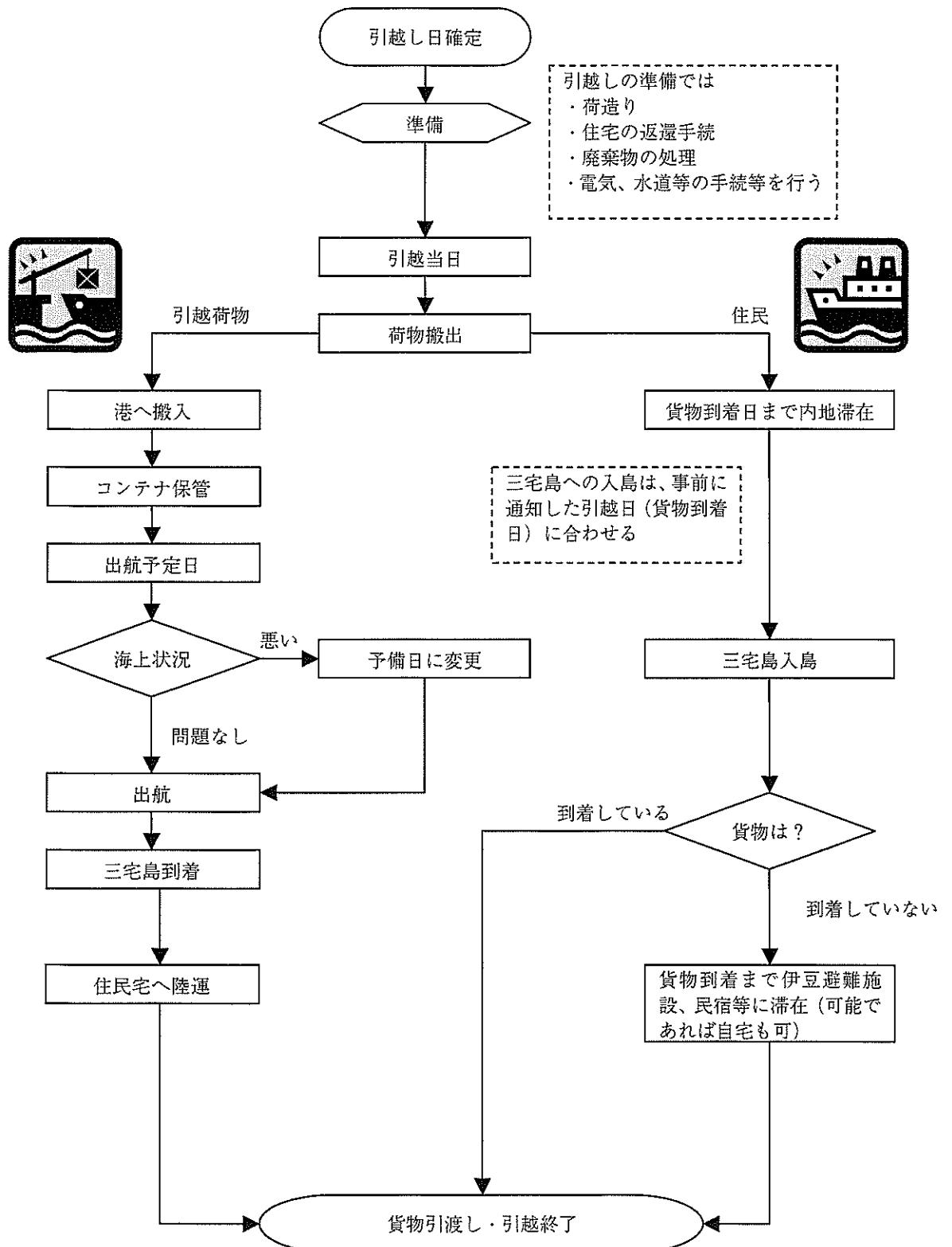
【分かりづらい用語】

- 荷受け希望日：荷物の受取希望日として役場に申し込む日
- 荷受け指定日：荷物の受取日として役場から通知のあった日
- 引越し日：都営住宅等を借りている場合には、現在借りている都営住宅等から荷物を搬出しカギを返還する日

引越完了までの流れ



引越し完了までの人と荷物の流れ

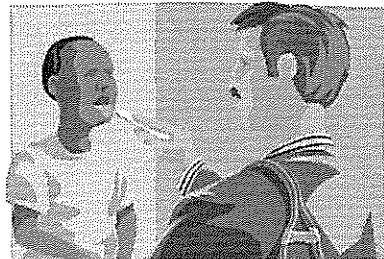


諸手続チェックリスト

※終わったものは、四角を塗りつぶしましょう。

- ・帰島前健康診断
- ・帰島手順説明会
- ・引越し希望日の申込み

- ・家屋の修繕



- ・被災者生活再建支援金の申請

- ・引越し業者の手配



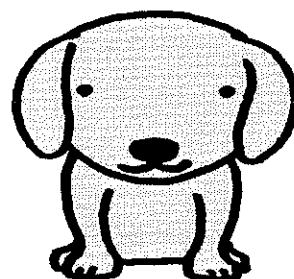
- ・自動車の登録（避難中に買った物） / 管轄陸運支局へ
- ・原付の登録（他市町村ナンバー） / 三宅村でナンバー変更

- ・電気/旧居管轄営業所・島内東京電力へ
- ・ガス/旧居管轄営業所・島内ガス業者へ
- ・水道/旧居管轄営業所・三宅村役場地域整備課へ
- ・電話/NTT 116番へ



- ・インターネット/契約プロバイダへ
- ・粗大ゴミ手配/旧居管轄市町村で確認
- ・転送願い/最寄りの郵便局へ
- ・各新聞
- ・各種クレジットカード
- ・各種保険会社
- ・ケーブルテレビ等

- ・犬の登録/旧居保健所・島内保健所



※ ご不明なことや、ご相談があるときは、ご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三宅村新宿総合事務所 村民課

TEL 03-5320-7829

別 紙

平成16年11月12日
東京都福祉保健局・総務局

三宅村民の帰島後の生活再建を支援 ～都独自の支援制度を創ります～

三宅村は、来年2月を目途に避難指示を解除する方針を決め、4年半に及ぶ長期の避難生活によりやくピリオドが打たれます。村民の生活再建を図る上で、最優先しなければならないのが、生活の基盤となる住宅の再建です。

しかし、現在、国制度は住宅そのものに対して支援できる制度となっていなかったため、都独自の支援制度を創設することとしましたので、お知らせします。

◇ 主な内容

1 支援制度の概要

(1) 支援の内容

- ・住宅の新築、修繕（※）等に要する経費
(※) 屋根、畠、ふすま、給排水設備、電気・ガス設備等

(2) 支給金額

- ・1世帯あたり150万円限度

(3) 支援の対象者

- ・発災時に三宅島から避難し、避難指示解除後に三宅島に帰島する世帯
- ・自ら居住する住宅を所有し、帰島後、当該住宅に居住する世帯

(4) 支給の要件

- ・1世帯あたり収入1000万円以下
- ・その他の要件は別途定める。

2 実施主体

- ・東京都（全額都負担）

3 スケジュール

- ・平成16年第4回定例会に条例（案）として提出予定

【別紙】

各種受付日程表

	12月																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
被災者生活再建支援金準備申請 【問合せ先】村民課 03-5320-7829	立川事務所						都庁第2庁舎		東京事務所																									
都営住宅申込み 【問合せ先】村民課 03-5320-7829										都庁第1庁舎																								
災害援護資金貸付の事前相談 【問合せ先】保健福祉課 03-5320-7827	立川事務所						都庁第2庁舎		東京事務所																									
被災者生活再建支援金居住安定支援制度 災害援護資金に係る認定申請 【問合せ先】村民課 03-5320-7829	立川事務所						都庁第2庁舎		東京事務所																									
村営住宅相談窓口 【問合せ先】地域整備課 03-5320-7844										都庁第1庁舎																								
住宅金融公庫利子補給相談窓口 【問合せ先】村民課 03-5320-7829	立川事務所						都庁第2庁舎		東京事務所																									

御用納め

その他についてのご相談については、

総合相談窓口
03-5320-7784

平成 16 年 11 月 20 日

三宅島島内における廃自動車等の処理について

三宅島島内における廃自動車等の処理については、既に住民の皆様へ申請等の手続きをお知らせし、皆様から隨時申請が行われているところです。

しかし、申請書類が車種により異なるなど、手続きの煩雑さ等から、未だ申請がされていない方が多く見受けられます。

つきましては、島内で保有していた自動車等の廃棄処理をご希望される方は、速やかに、申請書類等のご提出をお願いいたします。

なお、申請がない車両については、全てご自分で処理することとなるとともに、平成 17 年 1 月 1 日以降にあっては、自動車リサイクル法施行に伴うリサイクル費用も処分する者の責任として支払う義務が生じますので、ご注意ください。

- 書類の提出期限 平成 16 年 11 月 22 日（月）まで
※期限を過ぎてしまう場合などには、速やかに村役場までお問い合わせください。
- 提出書類 既に、ご自宅宛にお送りしている『三宅島島内における廃自動車等の処理について（お知らせ）』を、ご覧ください。
また、三宅島内に廃自動車があるのに、村役場からお知らせが届いていない場合は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

三宅村新宿総合事務所 地域整備課 環境衛生係

Tel 03-5320-7846